

---

午後3時10分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第13 議案第10号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第10号、加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第10号、加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本案件は、議案第8号に提出いたしました加美郡障害程度区分認定審査会に必要な審査会委員の報酬を日額1万3,000円とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号、加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号、加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第11号 加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計条例を廃  
止する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第11号、加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第11号、加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計条例を廃止する条例について、説明申し上げます。

本案件は、加美町小野田温泉保養センター等事業に係る各施設が、昨年12月の第4回加美町議会において、平成18年4月1日から指定管理者に移行することの承認をいただいたことから、当該事業特別会計条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 今、町長の説明にありましたとおり、4月1日から指定管理者制度に移行するというようなことだったんですけども、そうすると、指定管理者制度については、今度は振興公社にお任せするというようなことになると思うんです。それでいいと思うんですけども、ただ、町長が今社長になっておりますけれども、何か聞くところによりますと、指定管理者制度は行政処分上のことであって、一般の契約事項には入らないというような考え方がありますので、町長が兼職で社長をやっているとしても法的には問題ないと思うんですけども、ただ、そもそも指定管理者制度の目的は、やはり民間活力、民間知識の利用というようなことに一番大きな目的があると思います。それで、振興公社のこれからの体制ですね、こういった考えをお持ちなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） やくらい振興公社については、今御意見がありましたとおり私が社長を務めさせていただいているわけですが、御意見のとおり引き続いて社長になっても差し支えないということでもあるのでありますが、指定管理者制度の趣旨を考えますと、やはり民間、はっきりした民間に委託をするという意味からすれば、余り好ましくないのではないかと。やはり民間にすべて委託をし、新たな発想のもとに経営管理を行うということからすれば、新しく体制を整えてスタートしていただきたいということで、取締役会等々に相談をいたしているところでございます。したがって、私が社長で副社長が助役であります、同じく退任の予定で進めております。

また、事務的な派遣社員として町から派遣をいたしておりますが、今のところはその職員も引き揚げる考えでございますが、しかし、一気に独立をする、ひとり立ちをするというのはちょっと困難な部分もありますので、ある一定期間は指導期間として職員のお手伝いも必要なのではないかとということで、現在その事務

を進めているというところであります。御理解いただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 指定管理者制度は、先ほどもおっしゃったように、民間の斬新な発想とか、あるいは活力とかを利用する意味において指定管理者制度が発足したんだというふうに伺ってきました。今、やくらい振興公社の出資割合、かなりの高い割合で町が行っているということでありますけれども、ただ、そういった中で、人をかえただけで果たして本来の目的に沿った運営がなされるかということになりますと甚だ疑問ではないかというふうに思います。やはり民間からも出資を募って、そして、その中に、経営陣の中にも入ってもらうというやり方でないと本来の民間の活力というものがなかなか発揮できないのではないかと思いますけれども、そういった入ってもらう努力はこれまでされたものかどうか。それについて伺いたいと思います。

また、これまでも、恐らくこれからも同じだろうと思いますけれども、町からの振興公社に対する持ち出しといたしますか、そういったものもやっていかなければならないのだろうと思います。平成18年度で総額どれくらい繰り出しがなされようとしているのか。この額についてもお伺いをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 4番議員も恐らく御承知だと思いますが、やくらい振興公社設立の際の基本的な考え方を伺いますと、個人株主を求めるものではなくて、ある部分公的な団体から出資を求めるところでスタートいたしましたやに伺っております。その結果、町、JA、加美郡森林組合、商工会、そして、やくらいコーポレーションの出資者でスタートいたしましたようではありますが、加美商工会が発足するに当たって小野田町商工会が脱退をいたしましたといいますが、売却をした、町が引き受けさせていただいた経緯がありまして、現在加美商工会は、いわゆる旧小野田商工会は株主になっていないという現状でございます。

そうなりますと、おのずと株主の数が非常に少なくなってまいりますので、経営上いかなものかということは、私自身も感じておりまして、実はセクスイさん、それから、さんちゃん会さん、そして宮崎振興公社、この3社に出資を持ちかけた経緯がございます。現在のところ、SHRセクスイ化学工業さんからは出資の申し出がありまして、3月31日に出資をいたしたい。金額で200万円の出資をするということでございます。それをお受けすることにいたしております。なお、さんちゃん会におきましては、今年度の決算の状況を見ながら新年度において考えるということでございますし、宮崎振興公社についても同様の考え方でありまして、現在のところは1社のみ増資ということになりますが、増資ではなくて、町の持ち分からお譲りをするという方向で、全体の株数は変わりなく進むということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、御質問であるからお答えをしなければならないのでありますが、今回4月1日から各所が指定管理者制度になりまして、新年度予算に計上いたしております予算関連で一括して答弁申し上げることは

いかがでしょうか。答弁をしなければなりませんでしょうか。やくらい振興公社に対するその支援策のことについては……、いや、では、説明申し上げます。（「町長、いいです」の声あり）よろしいですか。では、そのときに、資料を差し上げる準備をしておりますので、その時点で説明を申し上げます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 繰り出し総額については、そういった方向で説明をいただいて結構でございます。

ただ、先ほどの町長の説明の中に、振興公社に役員として名前を連ねておりました町長も助役も引き揚げると。それから出向していた職員もここに引き揚げるという事態であれば、そこを切り盛りしていく社長の存在というのは非常に大きなウエートがあるのではなからうかと思えますけれども、かなりの割合で出資をしている加美町が、そういった社長の選任においても大きな発言権を当然持つわけですから、新年度が間近に迫っている中で、その社長の選任というのはどのぐらい具体化しているか、差し支えない範囲でお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 当然のことではありますが、最大の出資者であります加美町からは、私か、あるいは助役か、あるいは職員の中からは、いわゆる取締役として経営に参画するということは当然のことではありますが、いわゆる社長、副社長という職からは退くという考えでございます。

また、新しい社長人事については、一度相談申し上げた取締役会に議案としてではなくて、非公式に相談申し上げた経過がありますが、今のところどなたであるかということはこの場では、人事でありますので差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号、加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号、加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 給水施設事業特別会計条例を廃止する条例

議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第12号、加美町簡易水道事業特別会計条例及び加美町小野田簡易給水施設事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第12号、加美町簡易水道事業特別会計条例及び加美町小野田簡易給水施設事業特別会計条例を廃止する条例について、説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、昨年12月の第4回定例議会において御承認をいただきました加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例により、中新田簡易水道を水道事業に統合すること、また、小野田簡易給水施設につきましては、砒素検出の可能性があることから、小野田簡易給水施設を廃止し、上水道区域として送水することとしたことから、両事業を設置する特別会計条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号、加美町簡易水道事業特別会計条例及び加美町小野田簡易給水施設事業特別会計条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号、加美町簡易水道事業特別会計条例及び加美町小野田簡易給水施設事業特別会計条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第16 議案第13号 加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

て

議長（米澤秋男君） 日程第16、議案第13号、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第13号、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

ます。

合併して3年が経過し、医療費が年々増加傾向にある現状において、保健事業の推進やレセプト点検など医療費適正化対策事業の強化を図りながら、医療費の減少に努め、現在の税率と財政調整基金の繰り入れ等により国民健康保険事業を運営をしまいましたが、景気の低迷により社会保険から国民健康保険へ移行に伴う国保世帯数、被保険者数が増加し、また医療費の増加と高齢化比率の伸びもあり、老人保健拠出金も年々増加することなどから、今回国民健康保険税の税率の改正を行うものであります。

その内容は、医療費分の所得割「100分の6.5」を「100分の9.5」に、資産割「100分の20.0」を「100分の15.0」に、被保険者均等割額「2万3,000円」を「2万8,000円」に、世帯別平等割額「3万2,000円」を「3万8,400円」に、介護分については、所得割の「100分の1.0」を「100分の1.5」に、被保険者均等割額「6,000円」を「7,200円」に、世帯別平等割額「4,800円」を「6,000円」に改めるもので、このことにより2億1,000万円の増収を図り、健全な国保事業運営に努めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 町長の施政方針にもありますように、合併3年上げないという約束を守ったということで、また、そういった約束を守ったというよりも大変国保については厳しい状況になってきております。この間の協議会でその上げる内容を説明いただきました。資産割が少なくなっていくということで。ただ、割合だけではなくて、所得、資産、均等、世帯、これは実際の金額、前の額と上げた額、これをお示しをいただきたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、今、健康保健税については53万円の限度額をとっております。また、後から出ております介護保険についても8万の限度額。いわゆる足切りをしております。現在でこの限度額で一応救済 救済と言ったらおかしいんですけども、その上になっていく方のパーセントはどれぐらい占めておりますか。

また、かなり今度は上がるということで、その限度額で足切りされる方がどのぐらいのパーセントになるものですか。

それから、これまでの健康保健の見直しについては、こういったいろいろな四つの割合からばかりではなく、限度額の改正もやってきたわけなんです。そういったことも検討されてきたのか、そういった点についてお聞きをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えいたします。

ただいまの御質問ですが、今回御提案しました国保税の関係、引き上げ、それから介護保険分。これ2号保険者の部分なんです、1世帯当たりになりますと約4万3,550円。そして、1世帯当たりですと約2.5人になる計算で、1人当たりになりますと約1万7,330円の引き上げ幅となります。率になりますと27.9%ほどの率になります。

それから、ただいまの御質問で、限度額53万円、それから介護保険ですと8万円ということですが、その世帯数がどのくらいというのは今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） お答えします。

限度額については283名です。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） 現在の限度額者が283名なわけなんですか。上がった場合はどのくらいになりますか。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） お答えします。

17年度末現在で283名でございます。それが上がってからのについては、ちょっと今試算をしております。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） それでは、さっきの資料、所得割で幾らになるのか、総額。それから、資産割で幾らになるのか。均等割。それから世帯割。これの数字を会期中に出していただければと思うんですけども。

それから、今度ですね、税務課長さんをお願いしたいのは、今度どのくらいの限度額になる方がいるか、それもできるだけ早く出していただきたいと思います。今からの改正、あり得ることですから、そういった方向のときにもいろいろと参考になると思うので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 7番議員に申し上げます。

ただいまの保健福祉課長並びに税務課長に対する資料の請求、これは会期中ということによろしいでしょうか。（「ええ、なるべく早く、ひとつお願いします」の声あり）なるべく早くですね。では、そのようにいたしますので。（「よろしくお願いします」の声あり）質疑はよろしいですか。

ほかにございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 今に関連してお伺いしますけれども、先ほど課長からの説明ではアップ率が1万3,300円ということで、27.9%のアップ率ということですが、その中でこのアップ率を見ますと、収納率が悪いのにまだまだ収納率が悪くなるのではないかなという考えなんですけれども、その辺いかなものでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） お答えします。

私たちが内部で協議する際に、やはりそのような意見が出ました。27.92%のアップですから、ただ単なる国保だけにとどまらないのではないかと。ほかの税、例えば固定資産税、住民税、それらも影響するのではないかというような協議は内部ではしております。ですから、収納率のアップについては、また新たな方策を考えざるを得ないというふうに現在考えております。ただ、国保全体の滞納額が2億3,000万円ほどございます。ですから、先ほど福島議員御指摘のとおり、やはり私たちが心配したのは収納率。18年度の予算の中で当然審議されることだと思ふんですけれども、収納率については、設定した金額については心配されるというふうに私たちも思っています。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） やはり国保税ばかりではないわけですね、健康保険税ばかりではなく、すべてのことに当てはまるわけですけれども、やはり収納率といえますか、未収入といえますか、そういったものが大分今回の予算にもあるようですけれども、その辺について、もし収納率が低下した場合、また、何といえますか、問題が新たに発生するのではないかと、そんな思いですけれども、税務課長、その辺いかがなものでしょうかね。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 私どももといえますよりも、私自身も、この税率改正に伴いまして、現在までも大変困難な収納率になっておりますことから、それを心配しないわけではなかったのでありますが、説明申し上げておりますようにどうにもならないといえますか、いわゆる基金も底をつきつあるというような状況から、やはり税率の改正をせざるを得なかったというのは御理解をいただけるものと思います。

ほかの税と違いまして、国民健康保険税については、これはいわゆる税という名前はついておりますけれども、いわゆる保険料なわけですね。それで、独立会計的な色彩も非常に強いものでありますから、お互いに保険税を納入することによってその制度自体が運用できるということでありまして、何しろこの税体系というのは前年の所得を基準にして税が課せられる、所得割についてはであります。それと国保税については均等割あるいは平等割等々もありましたね。非常に困難な部分があります。ただ、今回改正申し上げましたのは、いわゆる所得を生まない資産割については、これはやっぱり引き下げるべきであろうというようなこともあって、税率は引き下げて、全体的に27%台に引き上げになったということでありまして。

それで、実は14番議員も水道事業会計委員会の委員長をされておまして、そのとき話題になったわけですが、全体的に、いわゆる徴収率が下がっておりまして、いわゆる過年度分の繰越額が非常に多いという状況でございます。これは、何らかの対策を打たなければならないと私どもも考えておまして、徴収



体制を整えるということも一つの方法であろうかというふうに思いますし、いろいろな、何というんでしょうかね、ペナルティーといいますが、そういうものもここにきてはある程度やむを得ないものがあるだろうということも考えております。収納状況を見ながら、職員全体一丸となって徴収業務に当たる体制も整えながら努力をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第17 議案第14号 加美町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第17、議案第14号、加美町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第14号、加美町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本案件は、加美町高額療養費貸付基金条例において、高額療養費の貸し付けを受けようとするものは、町内に居住し、独立した生計を営む2人以上のものの連帯保証人を必要としておりましたが、今回町長が特別の理由があると認める場合においては、町外に居住するものの連帯保証人についても認めることとした改正でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討

論を終結いたします。

これより議案第14号、加美町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号、加美町高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第18 議案第15号 加美町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第15号、加美町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第15号、加美町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本案件は、議案第7号同様、介護保険法の改正に伴う改正で、これまでは所得段階別介護保険料が、第1段階から第5段階まで五つに区分されておりましたが、今回の改正により現行の第2段階を細分化し、年金収入80万円以下であって、年金収入以外所得がないものを対象とした新第2段階を創設し、6段階に区分したことであります。

また、介護保険事業計画が3年ごとに保険料見直しを要することから、介護保険制度が施行されて5年が経過し、利用者の増加やサービス利用料が拡大するなど、制度が着実に浸透していく中で、高齢者人口の増加も見込まれるため、第3期介護保険料については居宅サービス利用、施設サービス利用の拡大に加え、平成18年度から新たに地域支援事業に要する額の19%についても1号被保険者が負担することなどを勘案し、保険料基準月額を第2期保険料の2,400

円から3,400円とするほか、第1段階から第6段階までそれぞれ改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 説明はわかりましたけれども、今現在加美町において、要介護者が何名なのか。それから、介護1から介護5まで、今までの、現在認定されている方がいらっしゃると思いますが、介護1、2、3、4、5までお示しをいただければありがたいと思います。

さらに、介護認定審査会も先ほどちょっと前の条例改正で出ましたように、今現在何名の介護認定委員がいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

直近の数字で言いますと、要支援1から要介護5まで1,200名ほどおります。

それから、審査会の審査委員のメンバーでしょうか。メンバーの数ですね。今、審査会につきましては、4合議体で、それぞれ1合議体につきまして5名で審査していただいておりますので、全部で20名の審査委員の方々をお願いしております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 介護支援から要介護まで1,200名だそうですが、その内訳として介護1から介護5までの、介護1は何名なのか、2、3、4、5ということでお尋ねをしたわけですが、

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 今、資料を見ているので、ちょっと時間をかしていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 14番、よろしいですか。

保健福祉課長（柳川文俊君） ちょっとよろしいでしょうか、今お答えしますので。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 資料については後で結構ですから、大丈夫です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号、加美町介護保険条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号、加美町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第19 議案第16号 加美町町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第19、議案第16号、加美町町民体育館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第16号、加美町町民体育館条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

す。

本案件は、宮崎中部体育館が宮崎小学校に隣接し、同小学校の体育館の授業や学校行事に使用されることが多いことから、同体育館を社会体育施設から学校教育施設として宮崎小学校に移管するため、加美町体育館条例から削除するものであります。

また、勤労青少年の体位の向上、勤労意欲の高揚等を図り、雇用の安定に寄与することを目的として建設された加美町農村教養文化体育施設、いわゆる中新田体育館西側の2階に位置する小体育館と呼ばれている施設についてであります。学生を初め、町民の柔道や剣道など武道場としての利用が多くなっていることから、同施設を町民の心身の健全な発達と福祉の増進を目的とした加美町の各体育館と同様に位置づけるため、加美町農村教養文化体育施設条例を廃止し、加美町中新田小体育館として加美町町民体育館条例に組み入れる条例の改正と、午前9時以前の施設使用の電気料を規定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 1時間 800円とか、あと、1時間 200円というような料金設定をしておりますけれども、この設定根拠をお願いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 設定根拠ということでございますが、6月の定例議会で一部改正条例が御承認いただきましたときに、その料金については既に条例化されているということでもあります。

なお、これについても、電気料についても各施設関係が統一を図ることからしまして、この800円というその根拠ということになりますと、その料金、電気料の関係からも一部入るということで御理解ください。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 例えば第3条中の（2）。これで午前9時以前の電気使用に関しては1時間幾らということで800円と書かれているわけですから、実質幾らかかる状況の中で800円に設定したかということをお聞きしたかったわけです。例えば600円かかっているのに800円取るという設定はできないわけですよね。ですから、その設定根拠をお聞きしたかったということが一つと、それから3項のですね、これ1時間80円でいいのかどうか。これは、800円ではなくて80円なのか。その辺をちょっとお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） お答えします。

その 800円と80円につきましては、施設の面積等がございますので、それらの面積を考慮した上で額を定めたということになります。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） そうすると、17年度で条例化したということでありますけれども、そのときの算定の資料というのはあるわけですよね。それをもとにやられたというふうに受けとめるんですけども、その資料を見ればなぜ 800円なのかというようなことがわかると思うんですけども、その辺についてよろしく願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） これまでその基礎については、800円については、条例の改正する以前から 800円ということでしたので、そこまで根拠ということになりますと、細かい数字は出していない現状です。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号、加美町町民体育館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号、加美町町民体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部  
部デイサービスセンター他）

議長（米澤秋男君） 日程第20、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により近藤義次君の退場を求めます。

〔12番 近藤義次君 退場〕

議長（米澤秋男君） 本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）について、説明を申し上げます。

本案件は、昨年9月の加美町議会第3回定例会において、指定管理者制度導入のための条例改正議案の承認をいただいたことから、今回加美町小野田西部デイサービスセンターと加美町心身障害者通所授産施設、クローバーハウスであります。について、社会福祉法人加美町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 町長から今説明を受けましたけれども、この指定管理者制度については一般公募されたものか、それとも直接社会福祉協議会の方に話し合いの中で進められたのか、その点を伺いたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

加美町小野田西部デイサービスセンターとクローバーハウス、両方ですけれども、その管理運営につきましては同団体に委託しておりまして、これまでの的確な施設管理を行っているということから、その経験と実績を生かしてもらうために、現運営しておりますところに委託しております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔12番 近藤義次君 入場〕

議長（米澤秋男君） ここで、先ほどの保健福祉課長に対する質疑の資料が整いましたので、保健福祉課長から説明をさせていただきます。

保健福祉課長（柳川文俊君） 先ほどの介護の認定者数、介護度の認定者数の御質問ですが、1月末で、総勢で1,146名。そのうち、要支援が73名、要介護1が424名、要介護2が169名、要介護3が140名、要介護4が164名、要介護5が176名でございます。

議長（米澤秋男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場に参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時03分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月8日

加美町議会議長 米 澤 秋 男

署 名 議 員 工 藤 清 悦

署 名 議 員 三 浦 英 典